水田関係Ｒ３予算及びＲ２第３次補正予算等の概要

赤字：新規・拡充事項

水田農業の生産振興対策

＜水田活用の直接支払交付金＞【当初：3,050億円】

１．戦略作物助成

● 水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
ＷＣＳ用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※１　飼料用とうもろこしを含む

※２　標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（８万円/10a）で支援

２．産地交付金

● 各都道府県に資金枠を配分し、地域の裁量で「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。下表の取組等に応じて配分額を加算。

加算内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a
そば、なたねの作付	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付	2.0万円/10a

※３　３年以上の契約

加算内容	配分単価
転換作物拡大加算※4	1.5万円/10a
高収益作物等※5拡大加算※4	3.5万円/10a

※４　地域農業再生協議会単位で算定
※５　高収益作物（野菜、果樹等）、加工用米、新市場開拓用米、飼料用とうもろこし

３．水田農業高収益化推進助成

● 「水田農業高収益化推進計画」に基づく、水田での高収益作物への転換等を支援。

支援内容	交付単価
高収益作物の新たな導入	2.0万円/10a（3.0万円※6/10a）×５年間
高収益作物による畑地化※7	17.5万円/10a
子実用とうもろこしの作付	1.0万円/10a

※６　加工・業務用野菜等の場合　※７　Ｒ５年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

４．都道府県連携型助成

● 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：５千円/10a）で国が追加的に支援。

＜新市場開拓に向けた水田リノベーション事業＞【補正：290億円】

１．実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

● 産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランに位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援

○ 交付単価：４万円/10a
○ 対象品目：令和３年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

※ 申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象が決定される補助事業
※ 本事業で支援を受けた水田の面積については、Ｒ３年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦・大豆）及び産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外
※ 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要
※ 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象外

２．需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

● プランに位置付けられた実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援

○ 補助率：１／２以内

＜麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト＞【当初：1億円】【補正：60億円】

１．水田麦・大豆産地生産性向上事業

● 水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う以下の取組を支援。

・**団地化の推進**　地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援（面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援）

・**営農技術等の導入**　生産性向上や需要に応じた生産に向けた栽培技術の導入、品種転換等を支援（定額：技術に応じて1.5万円/10a以内）

・**機械・施設の導入**　生産性向上に必要な機械・施設の導入を支援（1/2以内）

２．需要に応える安定供給体制の整備

（１）麦・大豆保管施設整備事業
国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援（1/2以内）

（２）麦類供給円滑化推進事業
国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援（定額、1/2以内）

（３）麦類利用拡大推進事業
国産麦の商品開発、マッチング等を支援（定額、1/2以内）

経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【所要額：1,986億円】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）【所要額：655億円】

国産農産物等の販売促進対策

● 新型コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の**販売促進・販路の多様化**等の取組を支援

【補正:250億円】

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【令和２年度第３次補正予算額　29,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**します。

＜事業目標＞

○　農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）
○　実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

＜事業の内容＞

１．実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援　　27,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援**します。

［交付単価］４万円/10a
［対象品目］令和３年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

※１　農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
※２　高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。
※３　本支援の対象となった面積は、令和３年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：２万円/10a、麦・大豆:3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：２万円/10a）の対象面積から除きます。

２．需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援　　2,000百万円

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。

（補助率：１/２以内）

※　農林水産物・食品輸出プロジェクト（ＧＦＰ）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（ＫＫＰ）に加入していることを要件とします。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → 都道府県農業再生協議会 → 定額 → 地域農業再生協議会 → 定額 → 農業者（１の事業）

国 → 定額 → 都道府県 → 1/2以内 → 民間事業者等（２の事業）

＜事業イメージ＞

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米	高収益作物	麦・大豆
低コスト生産	植物検疫等に対応した生産	単収の高位安定化
［例］　直播栽培	フェロモントラップの設置	土壌診断

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

［例］　輸出向けパックご飯の製造ライン増設	冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修	輸出向け集荷・貯蔵施設の整備

［お問い合わせ先］　政策統括官付穀物課（03-6744-2108）

水田活用の直接支払交付金

【令和３年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**、**高収益作物の導入・定着等を支援**します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援**する場合に、**国が追加的に支援**します。

＜政策目標＞

○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン［令和12年度まで］）　○ 飼料自給率の向上（34%［令和12年度まで］）

○ 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で５割程度削減［令和７年度まで］　○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

２．産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援**します。

３．水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援**※します。

（※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。）

４．都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、**国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞

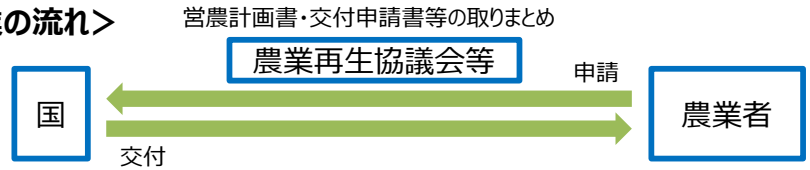

［お問い合わせ先］政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
ＷＣＳ用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係＞

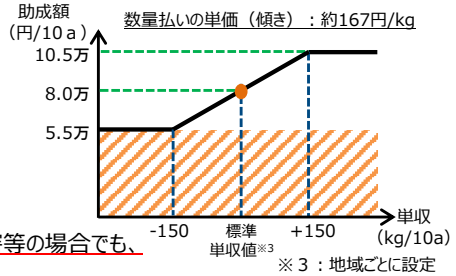

※１：飼料用とうもろこしを含む

※２：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（８万円/10a）で支援

※３：地域ごとに設定

産地交付金

○ 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

○ また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。

① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**
主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。

② **高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）**
主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が前年度より拡大した場合。

※４：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

○ さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（３年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

○ 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① **高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※5）万円/10a×５年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② **高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）**高収益作物による畑地化の取組を支援※6。

③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）**子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※５：加工・業務用野菜等の場合

※６：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

都道府県連携型助成

○ 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：５千円/10a）で国が追加的に支援。

令和３年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【 令和２年度 】

①高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）

・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成
（高収益作物：2.0万円/10a×５年間、畑地化：10.5万円/10a）

・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

③産地交付金の県枠

・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乗せ。

④交付金の代理受領

・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

【 令和３年度 】

①**高収益作物等※1拡大加算**（3.5万円/10a）

・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。 **（拡充）**
※１：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

②**水田農業高収益化推進助成**
（高収益作物：2.0（3.0※2）万円/10a×５年間、畑地化：17.5万円/10a）

・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を加速化するため、**助成単価を増額**して支援。 **（拡充）**
※２：加工・業務用野菜等の場合

③都道府県単独事業への**国による追加支援**（都道府県連携型助成）

・**都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、当該支援の対象農業者に対して、**前年度からの拡大面積**に応じて、**都道府県の支援単価と同額（上限：５千円/10a）で国が追加的に支援。** **（新設）**

④飼料用米等の**数量払い**における**自然災害等の特例措置**

・**標準単収以上の収量が確実だった者**には、自然災害等の場合でも、**特例措置**として、**標準単価（８万円/10a）で支援。** **（拡充）**

⑤産地交付金の**県枠の拡大**

・産地交付金の県枠について、**地域の実情にも配慮**しつつ、原則として**２割以上に拡大**。 **（運用見直し）**

⑥交付金の代理受領の**対象拡大**

・農業者から委任を受けた**集出荷業者等が、産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進**する場合にも**代理受領を可能に**。 **（運用見直し）**

16　麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

【令和３年度予算概算決定額　100（－）百万円】
（令和２年度第３次補正予算額　6,000百万円）

＜対策のポイント＞

麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、**作付の団地化等の推進**と**営農技術の導入等**による**産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進**します。あわせて、**作柄変動の大きい国産の供給力を安定**させるため、**民間保管施設の整備**や**一時保管により安定供給体制を確立**します。

＜事業目標＞　［平成30年度→令和12年度まで］

○　小麦生産量の増加（76万トン→108万トン）　　○　大麦・はだか麦生産量の増加（17万トン→23万トン）

○　大豆生産量の増加（21万トン→34万トン）

＜事業の内容＞

1．麦・大豆等水田農業の生産体制強化

水田麦・大豆産地生産性向上事業　　100（－）百万円
【令和２年度第３次補正予算】4,682百万円

団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

2．需要に応える供給の実現と国産使用拡大

①　麦・大豆保管施設整備事業　　【令和２年度第３次補正予算】1,000百万円

国産麦・大豆の安定供給に向けて、保管施設の整備を支援します。

②　麦類供給円滑化推進事業　　【令和２年度第３次補正予算】265百万円

国産麦の供給を円滑化するための一時保管、安定供給体制の構築を支援します。

③　麦類利用拡大推進事業　　【令和２年度第３次補正予算】53百万円

国産麦の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

（関連事業）

- **戦略作物生産拡大支援事業　　97（100）百万円の内数**
- **強い農業・担い手づくり総合支援交付金　16,214（20,020）百万円の内数**
- **農地耕作条件改善事業　　24,790（24,990）百万円の内数**
- **スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援　1,359（1,500）百万円の内数**

＜事業の流れ＞

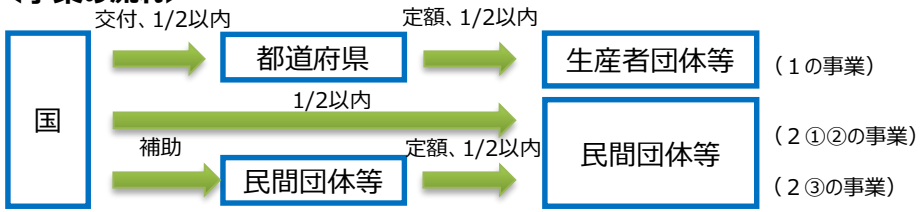

＜事業イメージ＞

1．麦・大豆等水田農業の生産体制強化

団地化の推進

団地化推進等に向けた話合い等の必要経費を支援（定額）

営農技術の導入・畑地化実証支援

営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援（定額）

施設整備・機械導入

生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援（1/2以内）

2．需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給

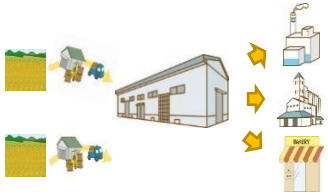

保管施設の整備に向けた支援（1/2以内）

麦の利用拡大

国産麦の商品開発等を支援（定額、1/2以内）

［お問い合わせ先］（１、２①の事業）政策統括官付穀物課　（03-6744-2108）
（２②、③の事業）貿易業務課（03-6744-0585）

本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

（令和３年１月７日時点）

水田農業を営む農業者の皆様へ

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業
（うち低コスト生産等の取組支援 予算額：270億円）のご案内

事業の概要

輸出等の新市場開拓を図るため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

支援対象者・対象作物

➢対象者

水田[※1]において対象作物を生産する**販売農家・集落営農**

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

➢対象作物

令和３年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、麦・大豆[※2]**、高収益作物（野菜・果樹等）**[※3]

※2 麦・大豆については、輸出向け又は加工向けが対象です。
※3 高収益作物については、輸出向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和３年度に支援を予定している品目が対象です。

支援の内容

作物毎に定める低コスト生産等（次ページ参照）の取組面積に応じて、
４万円／10a を支援します。

主な要件・留意事項

（１）お住まいの市町村やＪＡなどが事務局を務める**地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランを策定**し、農業者が**そのプランに位置づけられていること**。

（２）**農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること**。

（３）本事業で支援を受けた水田の面積については、**令和３年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:２万円/10a、麦・大豆:3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米:２万円/10a）の対象面積から除きます**。

（４）本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

農林水産省

低コスト生産等の取組

・品目毎に**３つ以上**選択してください。

▽　**新市場開拓米、加工用米（共通）**

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

▽　**麦**

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テーラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	―
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

▽　**大豆**

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	―
⑧畝間冠水	―
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

▽　**高収益作物（野菜・果樹等）**

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の活用	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の活用
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用

上記の他、都道府県農業再生協議会が品目毎に地域特認メニューを設定することも可能。

Ｑ＆Ａ

Ｑ１．低コスト生産等の取組（３つ以上）は全て新たに実施する必要がありますか？

→　既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。

Ｑ２．低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

→　補正予算の成立日（令和３年の通常国会で審議予定）以降の令和３年産（基幹作）の取組が対象になります。

Ｑ３．農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→　国は都道府県協議会に対して令和３年３月５日までの締切にて要望調査を行います。地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なりますが、農業者の皆様には地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出していただきます。

事業の流れ

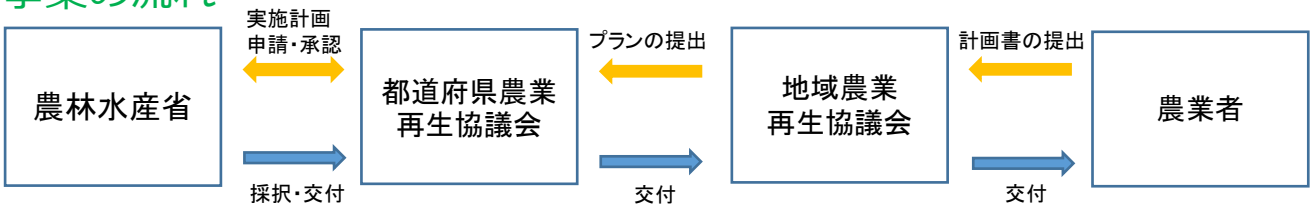

その他

- 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に**支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したもの**です。
  本事業は令和２年度第３次補正予算の成立を前提としており、**今後変更の可能性があります。**
- 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される補助事業**です。

お問合せ先

農林水産省　穀物課
03-6744-2108
北海道農政事務所　生産支援課
011-330-8807
東北農政局　生産振興課
022-221-6169
関東農政局　生産振興課
048-740-0409
北陸農政局　生産振興課
076-232-4302
東海農政局　生産振興課
052-223-4622
近畿農政局　生産振興課
075-414-9020
中国四国農政局　生産振興課
086-224-9411
九州農政局　生産振興課
096-300-6227
内閣府沖縄総合事務局　生産振興課
098-866-1653

本事業は令和2年度第3次補正予算及び令和3年度当初予算成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

（令和３年1月８日時点）

団地化を通じた水田麦・大豆産地の生産体制の強化を支援します！

水田麦・大豆産地生産性向上事業（麦豆プロ事業：48億円）

水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う、団地化の推進、営農技術の導入、農業機械等の導入を支援します。

※事業計画書のポイント上位者から予算の範囲内で採択します。

1.支援対象

(1)　対象ほ場　：田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）

(2)　対象作物　：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆

(3)　支援対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会

※受益農業従事者（原則年間150日以上）５名以上

(4)　採択要件　：都道府県・産地で「麦・大豆生産性向上計画」を作成していること　等

2.支援の内容（事業実施計画のポイント上位者より採択）

(1)　話合い等を通じた団地化の推進経費

団地化の推進に必要な話合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。

（支援の上限額は地域の水田面積に応じて異なります。
本州の場合（※北海道の場合の基準面積は６倍になります。）
50ha未満：50万円以内、50～150ha：100万円以内、150ha以上：150万円以内）

(2)　営農技術等の導入

生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて15,000円/10a以内で定額※支援します。

※取組内容により単価は異なります（2,000円/10a～10,000円/10a）
詳細は裏面の支援メニューをご覧下さい。複数選択も可能です。

(3)　機械・施設の導入

生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。
（1/2以内、5,000万円未満の機械・施設が対象）

3.申請に当たっての留意事項

本事業は産地単位での申請が必要です。申請に当たっては、都道府県・産地が団地化や需要を捉えた生産拡大に向けた**「麦・大豆生産性向上計画」**を作成していることが必要です。まずは地域再生協議会・市町村等にご相談ください。※計画作成や事業のスケジュールは最終ページをご覧ください。

農林水産省

2（2）営農技術等の導入で導入可能な技術と支援単価

①～⑧の営農技術から、15,000円/10a以内で、複数選択することが可能です。
技術の選択にあたっては、次のページの「診断に基づく栽培改善技術導入マニュアル」を活用する、普及組織等に相談する等、地域にあった内容としてください。

①湿害対策技術の導入(2,000円/10a)

麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、弾丸暗渠施工、心土破砕、深耕。

②高度湿害対策技術の導入（3,000円/10a）

麦・大豆の生育に大きな影響を与える湿害を軽減するための、無材穿孔暗渠や有材補助暗渠の施工による高度な技術による透排水性改善。

③効率的播種技術等の導入(5,000円/10a)

麦・大豆栽培の省力化等による生産性向上に向けた、耕うん同時畦立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培等の播種技術等。

④先進技術の導入（10,000円/10a）

近年、研究機関等で開発されたスリット成形播種技術やカットブレーカーによる幅広型心土破砕の最先端技術。

⑤土壌診断に基づく土づくりの推進（3,000円/10a）

麦・大豆の単収の向上に向けた、土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材の施用。

⑥生育後期重点施肥の推進（3,000円/10a）

麦の収量安定に向けた、生育後期重点施肥の実施。

⑦需要に応じた新品種等の導入（7,500円/10a）

需要に応じた麦・大豆生産拡大に向けた、実需者と事前契約を結んだ上での需要のある品種、収量性・加工適性に優れた品種等の導入。

⑧畑地化に向けた新規輪作体系の確立（7,500円/10a）

麦・大豆を作付けする水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するための畑作物のブロックローテーションへの新規導入。麦・大豆の面積は減少しないこと。

（3）機械・施設の導入の対象となる機械・施設例

需要に応じた麦・大豆の生産に向け、生産性の向上や効率化に必要な機械・施設（50万円以上5,000万円未満）の導入、リース導入及び改良を支援します。リース導入の場合、リース期間は２年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

① 麦・大豆生産の生産性の向上のために必要な機械・施設の導入

ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等

② 麦・大豆の生産効率化に必要な機械・施設の導入

高速播種機、防除用ラジコンヘリ、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等

③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入

5．採択要件について

- 申請する産地・都道府県において「麦・大豆生産性向上計画」を策定している、または、事業開始までに策定することが確実だと地方農政局等が認めていること。
  （産地にミスマッチとなっている産地品種銘柄がある場合、「麦・大豆産地生産性向上計画」がミスマッチの解消に向けた内容となっていること。）
- 産地の団地化の推進に取り組む事業実施計画となっていること。
- 団地化と生産性向上について成果目標※を定めていること。
  ※事業実施要領で示す複数の目標の中から産地にあったものを選択してください
- 事業実施計画書が事業実施要領の内容を適切に満たしており、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。
- 地域の主食用米の減少面積が麦・大豆の増加面積以上であること。

6．技術導入の参考情報について

～診断に基づく栽培改善技術導入支援マニュアル～（農研機構）

先進的な技術の導入については、下記マニュアルの活用や関係機関の指導のもと、ほ場条件にあった技術を導入してください。

スマホやPCで低収要因を診断でき、ほ場に合った技術が探せます。

麦の栽培改善技術導入支援マニュアル

麦はパンフレットも作成されています。

採択までの流れ

（事前準備：都道府県・市町村と連携し産地の「麦・大豆生産性向上計画」を作成）

↓

事業実施計画を都道府県※に提出します

※都道府県が指定する場合は市町村

↓

事業実施計画の内容に対してポイント付けを行い、予算の範囲内でポイント上位順から採択を行います。

事業のスケジュールについて

令和3年1月以降に事業要望調査を行います。詳しい時期が決まり次第HPなどでお知らせします。

本パンフレットは、支援対象となりうる生産者の皆様に**現時点で予定している支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したもの**です。

本事業は令和２年度第３次補正予算及び令和３年度当初予算の成立を前提としており、**今後変更の可能性があります。**

お問合せ先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、市町村・都道府県までご相談ください。また、実際に事業を活用する場合のご不明点等は下記までご相談ください。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課　担当：畑作グループ

011-330-8807　www.maff.go.jp/hokkaido/

東北農政局
生産部生産振興課　担当：課長補佐（土地利用型農業推進）
022-221-6169

関東農政局
生産部生産振興課　担当：課長補佐（土地利用型農業推進）
048-740-0409

北陸農政局
生産部生産振興課　担当：農政調整官、農産係
076-232-4302

東海農政局
生産部生産振興課　担当：農産係、豆類振興係
052-223-4622

近畿農政局
生産部生産振興課　担当：地域指導官
075-414-9020

中国四国農政局
生産部生産振興課　担当：農産係
086-224-9411

九州農政局
生産部生産振興課　担当：豆類振興係
096-300-6222

地方農政局Webサイト一覧
www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）
098-866-1653　www.ogb.go.jp/nousui/

農林水産省　政策統括官付穀物課
担当：麦生産班、豆類班　03-6744-2108
農林水産省
www.maff.go.jp